

宮古島市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者募集要項 (欠員による追加公募)

平良2区、平良4区、城辺2区、城辺6区、上野2区

第1 目的

「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）」が平成27年に一部改正され平成28年より改正法として施行されたことに伴い、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」と省略する。）が新たに新設されました。選出の方法は「推薦（個人及び団体）・自己応募」により候補者の募集を行い「農業委員会会長」が「委嘱」を行うことにより選出されるという過程を経ることになります。市町村によっては推進委員を委嘱しないことができる場合がありますが、宮古島市においては推進委員の活躍が必要とされており、現状を基に更なる農地等の利用の効率化及び高度化を目指します。

「農地利用最適化推進委の候補者の推薦・自己応募を求めるための募集」を行います。

第2 推進委員の募集定数・概要

- (1) 推進委員の募集定数は平良2区、平良4区、城辺2区、城辺6区、上野2区の各地区1名ずつ合計5名
- (2) 推進委員は「農地等の利用の最適化の推進」に熱意と識見を有し、農地利用の調整を公正かつ円滑に実施していく力が求められる。地域の農地所有者や農業者の信頼を得て活動ができる者のうちから、農業委員会会長が委嘱する。
- (3) 推進委員の身分は、特別職の職員で非常勤の地方公務員。
- (4) 任期は、農業委員会会長より委嘱を受けた日から令和9年4月30日までの期間。
- (5) 推進委員としての職務を優先して活動ができる者。

第3 主な業務内容

推進委員は定められた担当する活動区域内において「農地等の利用の最適化の推進に係る活動」（以下「最適化活動」という。）の各目標値について成果を上げるため、最適化活動（農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進）について、農業委員会事務局や農業委員、その他の機関と連携を図り現場にて実践活動を行う。また、状況によっては他の活動区の推進委員と連携し活動する場合もある。

農地利用最適化推進委員の業務については、主にタブレットPCを用いての活動となります。また、業務の性質上から業務を円滑に図る目的で推進委員の個人情報について氏名・住所・電話番号等の一部について公表する。

(1) 主な業務内容は次のとおり

- ア 農業委員会総会へ招集を受けた際に出席し担当する活動区の状況について報告・意見を述べる（総会は会長が必要と認めるときに招集する。毎月1回程度）
- イ 担い手と農地を耕作していない農家（出し手農家）とのマッチングのための話し合いをし、農地集積の推進を図る
- ウ 担当する活動区をパトロールし、遊休農地・耕作放棄地の発生を防止するために所有者と話し合いを行うなどして、解消に向けた活動を行う

エ 「人・農地プラン」と連携を図る

オ 「農地中間管理機構」と連携を図る

カ 担い手が不足している活動区や意欲ある担い手を確保し地域の活性化を目指したい活動区においては、意欲と能力のある新規就農希望者や企業による農業参入について就農候補地を見つけるなど、親身に後ろ盾となる活動を行う

キ その他、農業委員会が必要とする会議や活動、研修会等への出席

(2) 推進委員が担当する活動区の名称及びその活動区域（範囲）、割当ての推進委員数は次のとおりとする。なお、募集の際には担当したい活動区を複数希望することができるものとするが、委嘱する際には1カ所を定めて任命する。また、特定の活動区に募集が集中した場合などに希望とは異なる活動区を担当する可能性があることについて事前に了承願いたい。

ア 平良地区の活動区

・平良2区（東仲宗根添の一部）

・平良4区（東仲宗根、下里、西里、東仲宗根添の一部）

イ 城辺地区の活動区

・城辺2区（新城の一部）

・城辺6区（砂川・友利）

ウ 上野地区の活動区

・上野2区（上野・新里）

第4 推進委員の身分及び報酬

特別職の職員で非常勤の地方公務員であることから「宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宮古島市条例44号）」の規定に基づき、報酬及び費用弁償を支給する。

(1) 推進委員の報酬は基本給月額 35,000円とする。

(2) 費用弁償については、「宮古島市職員等の旅費に関する条例（平成17年宮古島市条例第53号）」に定める別表第1の2級の職務にある者の旅費相当額とする。

第5 推進委員候補者の資格要件

推進委員の候補者として推薦を受けようとする者及び自ら応募しようとする者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農地利用の調整を公正かつ円滑に実施していく力を発揮することのできる者で、地域の農地所有者や農業者の信頼を得て活動ができる者でなければならないが、次の各号のいずれかに該当する者は推進委員の候補者となることができない。

(1) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条に該当する暴力団もしくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者。又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 宮古島市が賦課する市税等に関して公的義務の履行を怠っている者

(5) 宮古島市の一般職の職員（市職員、臨時臨任・嘱託職員）である者

(6) 推進委員としての職務を優先して活動ができない者

- (7) 農業委員会事務局において「農業従事証明」の発行を受けられない者（宮古島市に耕作農地を有していない者）。

第6 推薦者の要件

推進委員の候補者として推薦をしようとする場合、その被推薦者について推薦を行うことができる者は、農業者又は農業者が組織する団体、その他の関係者であって、次のいずれかに該当する者とし、推薦者は「農業従事証明」の添付は不要とする。

- (1) 宮古島市に住所を有し世帯の異なる農業者3人（個人推薦）
- (2) 農業者が組織する団体（団体推薦）
- (3) その他の関係者（宮古島市内の各自治会など）（団体推薦）
- (4) その他、市長が認める団体

第7 推薦書及び応募書の提出方法

下記に該当する様式に必要な事項を記入のうえ、宮古島市長あてに郵送又は直接持参により提出してください。同様式は、宮古島市公式ホームページからもダウンロードできます。なお、提出された書類については返却しませんので、あらかじめご了承ください。

- (1) 提出書類（農業委員会事務局が発行する「農業従事証明」も添付すること）

ア 世帯の異なる農業者3名が個人で推薦を行う場合（個人推薦）

【様式第1号 宮古島市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人用）】

イ 団体が推薦を行う場合（団体推薦）

【様式第2号 宮古島市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体用）】

ウ 自ら応募する場合（自己応募）

【様式第3号 宮古島市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者応募書】

- (2) 応募期間：令和6年5月21日（火）～ 令和6年6月14日（金）

- (3) 受付時間：土日・祝日を除く市役所開庁日の午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は応募期間最終日の当日消印までを有効とする。

- (4) 注意事項：受付については、必要書類がすべて揃ってからの受付となります。個別提出での応募は受付できませんので、応募期間内に必要書類をすべて揃えてから申請を行うこと。郵送で提出した際に、応募書類に不足があった場合には受付保留となりますので、応募期間内に不足書類を提出すること。

第8 推進委員の選出方法

被推薦者及び自己応募者の合計が募集定数を上回った場合、宮古島市農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、提出された推薦書・応募書を基に被推薦者及び自己応募者の評価を行い（必要に応じて関係者から意見の聴取などを行う）その評価結果に基づき最終的に推進委員候補者を決定し、農業委員の同意により農業委員会会長が委嘱する。

第 9 選考結果の通知

選考結果につきましては、農業委員の同意後に書面にて通知します。

第 10 候補者情報の公表

被推薦者及び応募者に関する情報は、これを整理し募集期間中と終了後に宮古島の公式ホームページにて公表するものとする。

第 12 書類の提出先

郵便番号	9 0 6 - 8 5 0 1
住 所	宮古島市平良字西里 1 1 4 0 番地
あ て 先	宮古島市農業委員会事務局 (宮古島市役所 2 F)
T E L	0 9 8 0 - 7 9 - 7 8 1 1